

「出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令案」に係る
意見募集の結果について

令和2年12月28日
出入国在留管理庁参事官室

本年11月2日から12月1日まで、「出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する御意見を募集したところ、募集期間中に当該改正案についての御意見等7件（※）が寄せられました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

御意見等の要旨及び御意見等に対する出入国在留管理庁の考え方は別紙のとおりです。

なお、当該改正案に関する御意見等ではなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

本件意見募集に係る「出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令」は、本日公布されました。

御協力ありがとうございました。

	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	<p>押印の廃止により、虚偽申請が横行する、書類作成についての責任の所在が不明確になるといった懸念がある。</p> <p>これを防ぐため、申請書に新たに「書類作成者欄」を設けるべき。</p>	令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、申請のオンライン化を推進するとともに、申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確認するなどして、御指摘の状況が生じないよう適切な運用に努めてまいります。
2	申請書の押印は不要で良いが、提出書類である在職証明書の押印は廃止とするのか。また、その場合は、本当に在職していることをどのように担保するのか。	本改正は、申請書の押印廃止に関するものですが、その他の提出書類についても、政府全体の方針やその趣旨を踏まえ、押印の廃止の可否を検討してまいります。
3	不正な入国を防ぐため押印は廃止すべきではない。	令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、申請のオンライン化を推進するとともに、申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確認するなどして、御指摘の状況が生じないよう適切な運用に努めてまいります。
4	申請書の押印の廃止は、申請書作成に係る責任の所在が不明確になるほか、申請内容の真正性が担保されなくなり、不正行為の助長につながるため、反対である。	令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、申請のオンライン化を推進するとともに、申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確認するなどして、御指摘の状況が生じないよう適切な運用に努めてまいります。
5	<p>①所属機関等作成用の申請書作成後に記載内容に変更が生じた場合、本改正案の施行後は所属機関等による押印は不要となり、押印をすることなく訂正することが可能となるのか。可能となる場合、訂正した者が所属機関等の職員であることの疎明を別途求めるのか。</p> <p>②本改正案の施行後も、申請人作成用の各種申請書を訂正する場合は、従前どおり訂正箇所に申請人（法定（代理人））の署名が必要となるのか。</p> <p>③旧様式の使用について、施行後に一定期間の経過措置を設定するのか。</p> <p>④新様式に誤って押印した申請書であっても提出することが可能か。</p> <p>⑤省令様式以外の参考様式についても押</p>	<p>①記載内容の訂正に際して押印は不要となります、従来どおり申請書作成者が訂正内容を確認している必要があります。</p> <p>なお、申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確保してまいります。</p> <p>②貴見のとおりです。</p> <p>③当分の間、旧様式を新様式とみなす旨の経過措置を設けています。</p> <p>④押印がされていることのみをもって受け付けしないことはありません。</p> <p>⑤その他の提出書類についても、政府全体の方針やその趣旨を踏まえ、押印の廃止の可否を検討してまいります。</p>

	印欄は削除されるのか。	す。
6	永住審査の厳密性が損なわれるため、現場の長の判断で審査に必要な書類の提出を省略することには反対である。	本改正は、法令に基づき他の行政機関から提供される情報等により確認できる場合や、過去に同一の書類を提出した場合などに提出書類の簡素化を図ることを想定しているものであり、適正な審査を行うことに変わりありません。 改正後は、制度の適切な運用に努めてまいります。
7	押印又は署名は、正当性・公正性の確保に有用であるため、押印廃止に伴う代替の策がない場合は、廃止すべきではない。	令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、申請のオンライン化を推進するとともに、申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確保してまいります。